

## 平成 29 年第 6 回にかほ市議会定例会会議録（第 6 号）

### 1、本日の出席議員（ 17 名 ）

2 番	渡 部 幸 悦	4 番	佐々木 春 男
5 番	奥 山 収 三	6 番	伊 藤 知
7 番	伊 藤 竹 文	8 番	飯 尾 明 芳
10 番	佐々木 弘 志	11 番	佐々木 平 嗣
12 番	小 川 正 文	13 番	伊 東 温 子
14 番	鈴 木 敏 男	15 番	佐々木 正 明
16 番	宮 崎 信 一	17 番	加 藤 照 美
18 番	佐 藤 元	19 番	佐 藤 文 昭
20 番	菊 地 衛		

### 1、本日の欠席議員（ な し ）

#### 1、職務のため議場に出席した事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長	藤 谷 博 之	班長兼副主幹	加 藤 潤
主 事	土 井 絵里香		

#### 1、地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

市 長	市 川 雄 次	副 市 長	須 田 正 彦
教 育 長	齋 藤 光 正	総 務 部 長 (危機管理監)	佐 藤 正 春
財 務 部 長	佐 藤 次 博	市 民 福 祉 部 長	齋 藤 隆
農 林 水 産 建 設 部 長	佐 藤 均	商 工 観 光 部 長 (地方創生政策監)	佐 藤 克 之
教 育 次 長	浅 利 均	ガ ス 水 道 局 長	小 松 幸 一
消 防 長 ・ 消 防 署 長	本 間 徳 之	会 計 管 理 者	佐々木 善 博
総 務 部 総 務 課 長	佐 藤 喜 仁	企 画 課 長	佐々木 俊 哉
財 政 課 長	佐々木 俊 孝	生 活 環 境 課 長	佐 藤 正 穂
子 育 て 長 寿 支 援 課 長	佐々木 修	福 祉 課 長	阿 部 聖 子
建 設 課 長	土 門 保	観 光 課 長	池 田 智 成
教 育 総 務 課 長	池 田 昭 一		

1、本日の議事日程は次のとおりである。

議事日程第6号

平成29年12月26日（火曜日）午前10時開議

- 第1 議案第82号 平成29年度にかほ市一般会計補正予算（第4号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第7号）
- 第2 議案第83号 平成29年度にかほ市一般会計補正予算（第5号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第8号）
- 第3 議案第87号 にかほ市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第4 議案第92号 使用料等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例制定について
- 第5 議案第93号 にかほ市運動広場条例の一部を改正する条例制定について
- 第6 議案第100号 平成29年度にかほ市一般会計補正予算（第7号）について
- 第7 議案第101号 平成29年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について
- 第8 議案第102号 平成29年度にかほ市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について
- 第9 議案第103号 平成29年度にかほ市ガス事業会計補正予算（第3号）について
- 第10 陳情第8号 消費税を10%に増税することを中止することを国に求める意見書採択に関する陳情
- 第11 陳情第9号 核兵器禁止条約に署名・批准を求める意見書採択についての陳情
- 第12 陳情第10号 国民健康保険都道府県単位化に係る秋田県への意見書提出の陳情書
- 第13 陳情第11号 「介護保険制度の改善、介護報酬の引き上げ、介護従事者の処遇改善と確保を国に求める」意見書提出の陳情書
- 第14 陳情第12号 米の生産費を償う価格下支え制度を求める陳情
- 第15 陳情第13号 種子法廃止に伴う万全の対策を求める陳情
- 第16 議提第7号 核兵器禁止条約に署名・批准を求める意見書
- 第17 議提第8号 国民健康保険都道府県単位化に係る意見書
- 第18 議提第9号 「介護保険制度の改善、介護報酬の引き上げ、介護従事者の処遇改善を求める」意見書
- 第19 議提第10号 米の生産費を償う価格下支え制度を求める意見書
- 第20 議提第11号 種子法廃止に伴う万全の対策を求める意見書
- 第21 議提第12号 道路整備事業に係る補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書
- 第22 議提第13号 建築基準法第12条に基づく定期報告制度が見直されたことに伴う調査・検査費用の補助制度創設を求める意見書
- 第23 議提第14号 にかほ市議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 第24 議提第15号 にかほ市議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例制定について

## 第25 議決事件の字句、数字等の整理の件

1、本日の会議に付した事件は次のとおりである。

議事日程第6号に同じ

---

午前10時01分 開 議

●議長（菊地衛君） ただいまの出席議員は17人です。定足数に達していますので、会議は成立します。

これから本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告します。地方自治法第121条の規定に基づく出席者は、お手元に配付のとおりです。

初めに、12月22日に議会運営委員会を開催しておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。  
18番佐藤元議会運営委員長。

【議会運営委員長（18番佐藤元君）登壇】

●議会運営委員長（佐藤元君） おはようございます。

それでは、22日に議会運営委員会を開会いたしましたので若干報告いたします。

お手元に配付の本日の議事日程にありますように、議提第7号から議提第15号まで9件ほどの議提が提出されておりますけれども、いずれにしてもこれは後ほど提案理由を説明していただきますが、その中で、議提第14号、提議第15号のにかほ市議会の議員定数を定める条例の一部改正につきましては、一括議題とし、この2件は関連がありますので、両議案の提案説明及び質疑を行った後に討論を行い、起立採決で行いたいと思います。以上です。

●議長（菊地衛君） これから議会運営委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 質疑なしと認めます。これで議会運営委員長の報告に対する質疑を終わります。

これから一般会計予算特別委員会のため、しばらく休憩をいたします。

---

午前10時04分 休 憩

.....

## 一般会計予算特別委員会会議録

### 出席委員（16名）

2番	渡部幸悦	4番	佐々木春男
5番	奥山収三	6番	伊藤知
7番	伊藤竹文	8番	飯尾明芳
10番	佐々木弘志	11番	佐々木平嗣
12番	小川正文	13番	伊東温子
14番	鈴木敏男	15番	佐々木正明
16番	宮崎信一	17番	加藤照美
18番	佐藤元	19番	佐藤文昭

.....

### 欠席委員（なし）

.....

### 議会事務局職員

議会事務局長	藤谷博之	班長兼副主幹	加藤潤
主事	土井絵里香		

.....

### 説明員

市長	市川雄次	副市長	須田正彦
教育長	齋藤光正	総務部長 (危機管理監)	佐藤正春
財務部長	佐藤次博	市民福祉部長	齋藤隆
農林水産建設部長	佐藤均	商工観光部長 (地方創生政策監)	佐藤克之
教育次長	浅利均	ガス水道局長	小松幸一
消防長・消防署長	本間徳之	会計管理者	佐々木善博
総務部総務課長	佐藤喜仁	企画課長	佐々木俊哉

財 政 課 長	佐々木 俊 孝	生 活 環 境 課 長	佐 藤 正 穂
子育て長寿支援課長	佐々木 修	福 祉 課 長	阿 部 聖 子
建 設 課 長	土 門 保	観 光 課 長	池 田 智 成
教 育 総 務 課 長	池 田 昭 一		

.....

午前10時05分 開 議

●一般会計予算特別委員長（佐々木正明君） ただいま出席している委員は16名です。したがって、にかほ市議会委員会条例第16条で規定する定足数に達しています。

ただいまから一般会計予算特別委員会を開会します。

各小委員会の審査の報告を求めます。

初めに、総務小委員長の報告を求めます。13番伊東温子総務小委員長。

【総務小委員長（13番伊東温子君）登壇】

●総務小委員長（伊東温子君） それでは、一般会計予算特別総務小委員会の審査報告をいたします。

付託されました議案第82号及び83号、専決処分でありましたけれども、これを全員の賛成で承認いたしております。

議案第100号につきましては、これも全員の賛成で可決となりました。

審査内容を報告します。

議案第82号についてであります。

支出について。

一般会計からの持ち出しがあるのかについては、歳入の財源は県を通して国からとなりますが、100%交付されます。納入時期は、12月に1,000万円と、年度末か出納整理期間内に行われます。業者の方に迷惑をかけられないので、市費で立て替えという形で支払っているということでした。

当日の投票所の不便さについての反省点はないかとの質問に対しては、次の市議会議員の一般選挙後に投票所の再々編を含めた見直しを行うことを申し合わせしていて、課題の解消は新しい選挙管理委員会の中で話し合うことになっている。バス運行についても同時に検討したいとの説明でした。

当日投票所を減らし、期日前投票所を増やしたらどうかの質問には、当日投票所における投票が基本と思っている。現在41投票所を18投票所に減らしているが、高齢者の利便性を考えて少し増やすという考えを持っているとのことでした。

次に、消防本部について。

消耗品は新採用職員の制服等3名分という説明だったが、3名が採用されても消防職員の定員数には3名足りない状況だ。定数に満たない部分について、今後どのようにしていくのか。また、市の安

心・安全を守っていけるのかという質問に対して、消防の体制は消防署18名の3班、消防本部の日勤11名が定数による人数配分で、現在は消防本部9名、消防署はそれぞれ16名、16名、17名の49名です。今回採用された3名と再任用の前消防長で17、18、18と基準に近づいているものの、今後の計画は、消防長から9年は退職者がいない状況にあり、定数の不足分を一度に採用すると再び空白期間ができてしまうので、例えば隔年に1名採用するなど、空白期間をつくらないように採用していきたいとの説明でした。

財政課についてであります。

今年の社会資本整備交付金の申請額47%に対する交付決定額は不満足ということだが、次回の申請について調べた上で向かわなければいけないと思うが、そうした予定はあるのかの質問について、書類の作成、申請手続きを行っている農林水産建設部と具体的な計画はありませんが、より多くの交付決定に至るような打ち合わせを行っていきたいと思っているとの答えでした。

予備費1,500万円の積算根拠はという質問に対しては、七、八月の豪雨による被害の復旧費に充てた分を特殊な要因にとらえ、その分を増額補正する積算根拠との説明でした。

防災課についてであります。

雷等の対策はとっているのか。その問いに、これは設置した際に対応可能になっているとの説明です。

指名競争入札となるのかの問いに、入札予定はない。防災行政無線を導入している日立と随意契約することにより、受信機更新時の設定が使えることから、費用がかからないとの判断によるものとの説明でした。

以上の説明を受けまして賛成としました。

●一般会計予算特別委員長（佐々木正明君） 報告が終わりましたので、総務小委員長に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計予算特別委員長（佐々木正明君） 質疑なしと認めます。これで総務小委員長に対する質疑を終わります。

次に、教育民生小委員長の報告を求めます。6番伊藤知教育民生小委員長。

【教育民生小委員長（6番伊藤知君）登壇】

●教育民生小委員長（伊藤知君） 平成29年12月20日に当小委員会に付託になりました審査が全て終了しましたので、報告いたします。

当小委員会に付託になりました議案第100号平成29年度にかほ市一般会計補正予算（第7号）中、市民福祉部、教育委員会に関する事項に関しては、全員の賛成によって可決と決しております。

審査の内容を報告いたします。

市民福祉部関係です。

子育て長寿支援課です。

質問です。3款2項2目19節子どものための教育・保育給付費負担金に関して、保育士の処遇改善について、にかほ市の実情と市内の保育士の待遇など、県内等と比較してどのような状況にあったの

でしょうかという質問でした。

答弁です。市内の保育園の給与体系については把握しております。県全体の平均や他市町村のデータ等は把握しておりません。全県での比較についてはわかりません。ただし、国の出している資料から、保育士の賃金は全産業の平均と比較して約4万円安い状況です。その4万円相当が今回の処遇改善となっております。

次に、教育委員会関係です。

質問です。10款2項1目13節及び3項1目13節及び4項4目13節及び4項6目13節及び5項2目13節、小学校管理費、中学校管理費、象潟公民館費、仁賀保勤労青少年ホーム管理費、屋内運動施設管理費における委託料、各種設備保守管理委託料です。防火設備の積算根拠について教えてください。

各学校の防火設備については、高さや幅、大きさ等の要因がありますので一概には言えませんが、1ヵ所当たり、防火シャッターについては1万2,000円から2万円、防火扉についても同じ理由で単価が異なっており、それぞれについて積算した結果であります。

質問です。業者委託となっておりますが、消防署等に依頼することはできなかったのですか。

答弁です。防火設備点検には一級建築士、二級建築士、防火設備検査員の資格が必要となります。防火設備検査員については、法の改正後、新たに受講しなければ取得できない資格となっております。なお、消防署には一級建築士、二級建築士の方はおりませんし、今回新たに設けられた防火設備検査員の資格を取得している方もいない状況です。

以上、報告を終わります。

●一般会計予算特別委員長（佐々木正明君） 報告が終わりましたので、教育民生小委員長に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計予算特別委員長（佐々木正明君） 質疑なしと認めます。これで教育民生小委員長に対する質疑を終わります。

次に、産業建設小委員長の報告を求めます。16番宮崎信一産業建設小委員長。

【産業建設小委員長（16番宮崎信一君）登壇】

●産業建設小委員長（宮崎信一君） それでは、当委員会に付託になりました事件につき審査が終了しておりますので、報告をいたします。

議案第100号平成29年度にかほ市一般会計補正予算（第7号）中、農林水産建設部、商工観光部、農業委員会に関する事項について、全員の賛成により可決と決しております。

審査の内容を若干御報告申し上げます。

農林水産課に関する事項でございます。

6款1項3目農業振興費、園芸メガ団地について、既に販売をしているようですが、販売額の昨年度実績はという質問でございます。

平成28年度の販売額は、小菊と輪菊とスプレーマムの3種類を販売いたしまして、小菊が2,207万円、輪菊が320万円、スプレーマムが87万円で、合計が2,614万円となっているようでございます。

次に、園芸メガ団地の追加要望について、事業内容が変更となったためとありますが、どのよう

な理由で変更になったのかという質問でございました。

当初電気工事については、圃場付近に送電線があることから、仮に電気工事が発生しても少額で対応可能だろうという見込みで要望していましたが、事業を進めていく過程で電気工事の見積もりを徴収したところ予算以上に高額であったため、全額自己負担での工事は困難という結果になり、電気工事の事業費については当初要望していませんでしたので、県の予算配分されていませんでしたが、他市町村の事業費の請け差が生じているため追加要望が可能となり、市の協調助成分を増額補正して計上していますというお答えでございました。

次の新規就農経営開始支援事業補助金に関連して、支給対象となっていた方は何名なのかと。

答弁です。追加要望での対象者は2名で、農家出身と非農家出身が各1名、営農家出身の方は現在農業試験場で研修をしておりますので、来年の4月からネギ栽培で就農予定であります。なお、平成29年度は全体で6名が対象になっているようでございます。

次、商工観光部商工政策課。

7款1項2目商工振興費、工業振興条例補助金について、現場踏査も何度も行っておりますが、今回多く導入しているマシニングセンターの価格について、同じマシニングセンターでも700万円から800万円ぐらいの幅があります。それぞれ見積書を提出されていると思いますが、そのまま受け付けているのでしょうか。

答弁です。事業計画書の提出に当たり見積書の確認を行っております。各事業所の生産品目や求める性能、オプション等で各社に違いが出てくるため、価格に開きがあるということでございます。

それから、工業振興条例補助金については、大変うれしく思う地元企業が多いと思いますが、5条に奨励措置について想定されていますが、交付の細かい内容までは示されておりません。補助率が10%から7%、5%になるという内容は以前にお伺いしましたが、改正を決めるに当たり、どのようなメンバーが集まって意思決定を行う会議を行ったのかというプロセスを教えてくださいということです。

答弁です。工業振興条例のもとに工業振興条例施行規則があり、その規則の中で交付要件や助成額等を定めております。規則改正に当たりましては、決定権は市長にあり、部課内で原案を作成し告示決定をしておるとの答弁でございました。

次に、商工会共通商品券補助金についてですが、今年度から1人当たりの限度額を10万円から5万円にしたことで余り売れ行きがよくなかったということでしたが、現状はいかがでしょうか。また従来の10万円に戻す考えはありますかという質問でございました。

これに対しては、共通商品券運営委員会に市もメンバーとなり、販売方法や限度額等の検討を行っております。これまでは10万円の限度額で即日完売し、一見すると盛況でよい事業に見えますが、その背景で購入できなかった方がかなり多くいらっしゃった状況です。今年度は670人が購入できましたが、従来の10万円だった場合は購入者がその半数程度になると思われ、もっと多くの方に活用していただくことで地元の商店を知っていただく機会も増えることから有効と思われるため、市としても上限額を下げるように運営委員会のメンバーの1人としてお願いをしているということとし



た。その結果、上限額を5万円として平成29年7月末から販売開始し、11月中旬の完売までは時間がかかってしまいましたが、利用者は倍増し、多くの方に行き渡って完売できたということについては、よかったと思うということです。ただ、反省点としては、市広報でPR直後に販売が伸びているということで、7月の広報の周知で最初の販売、それから売れ行きが伸び悩み、11月1日の広報で再度周知で完売したということで、周知方法の見直しが課題ではないかと。5万円に限度額を下げたことだけが売れ残りの原因ではないというふうに分析をしているとの答弁でございました。

次に、起業チャレンジ補助金についてですが、該当になる業種、ならない業種や上限50万円の補助率など、もう少し詳細に説明を願うという質問でございました。

チャレンジ補助金については、にかほ市創業支援補助金交付要綱の第4条で、農林漁業等の1次産業や金融・保険業、医療業、風俗営業など、競馬等など、該当にならない業種を指定しております。それ以外に一般的な業種で補助金の対象となります。上限50万円については、補助率は2分の1で100万円の事業までを見ております。今回の対象経費は厨房設備や冷暖房設備の改修ということで、まだ予算がないため見積書を提出させておりませんが、商工会と相談した上で事業費の100万円以上上限の50万円を予算計上しておるということでございました。

次に、観光課。

7款2項2目観光施設費、金浦物産センターの外壁の補修ですが、資料を見ると、塩害により、このサイディングでは必ずこうまたなると思われます。基本的に板張りの方が耐久性はあると思われませんが、どのようなスタイル、どういった部材を使用し張り替えをするのか教えてくださいという質問でございます。

答弁です。今ある外壁を剥がさずに上から新しい外壁である防火サイディングを張り付け、材質については現在と同程度ということでした。

次に、ねむの丘の照明器具の交換ということですが、150万円、12ヵ所、1個当たり単純計算で12万5,000円でLEDということですが、ここはオープンしてから修繕したことがあるのかということですが、この照明器具については、平成10年の3月以降修繕したことがなく、今回が初めての修繕となるということです。

工期中は休むのかということですが、ねむの丘の浴室天井とサウナの工事と合わせて工事したいと。2月の第3週、ねむの丘の休館日に合わせて行いたいと考えております。休館の日数については、設計による工事期間によって検討したいということでした。

次に、建設課。

8款土木費2項道路橋梁費3目道路橋梁新設改良費、こちらは本会議でもいろいろありましたが、備品購入費の小型ロータリ除雪車が交付金の減額により購入されておられません。今後も要望する予定ですかという問いに対しまして、機械の老朽化により2年前から要望しておりますが、交付金の減額により先送りとなっているということでした。今後も要望する予定で、平成30年度の当初予算に計上したいということでした。これについては、もし途中で不良になればリースも考えているということでした。

交付金の減額により工事の影響はありますかということでしたが、平沢小出2号線の進捗を優先し

たため、橋梁点検、補修設計等を削減しておりますが、平沢小出2号線については予定どおり来年度の完成を目指した当初予算を計上する予定ということでございます。

以上で報告を終わります。

●一般会計予算特別委員長（佐々木正明君） 報告が終わりましたので、産業建設小委員長に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計予算特別委員長（佐々木正明君） 質疑なしと認めます。これで産業建設小委員長に対する質疑を終わります。

これから各議案に対する討論、採決を行います。

初めに、議案第82号平成29年度にかほ市一般会計補正予算（第4号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第7号）の討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計予算特別委員長（佐々木正明君） 異議なしと認めます。これで議案第82号に対する討論を終わります。

これから議案第82号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第82号平成29年度にかほ市一般会計補正予算（第4号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第7号）の総務小委員長の報告は承認です。議案第82号は総務小委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●一般会計予算特別委員長（佐々木正明君） 起立全員です。したがって、議案第82号は総務小委員長の報告のとおり承認することに決定しました。

次に、議案第83号平成29年度にかほ市一般会計補正予算（第5号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第8号）の討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計予算特別委員長（佐々木正明君） 異議なしと認めます。これで議案第83号に対する討論を終わります。

これから議案第83号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第83号平成29年度にかほ市一般会計補正予算（第5号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第8号）の総務小委員長の報告は承認です。議案第83号は総務小委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●一般会計予算特別委員長（佐々木正明君） 起立全員です。したがって、議案第83号は総務小委員長の報告のとおり承認することに決定しました。

次に、議案第100号平成29年度にかほ市一般会計補正予算（第7号）についての討論を行います。

初めに、原案に反対者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計予算特別委員長（佐々木正明君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計予算特別委員長（佐々木正明君） ほかに討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計予算特別委員長（佐々木正明君） 討論なしと認めます。これで議案第100号に対する討論を終わります。

これから議案第100号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第100号平成29年度にかほ市一般会計補正予算（第7号）についての各小委員長の報告は、いずれも可決です。議案第100号は各委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●一般会計予算特別委員長（佐々木正明君） 起立多数です。したがって、議案第100号は各小委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

これで一般会計予算特別委員会に付託されました案件の審査は全部終了しました。

これで一般会計予算特別委員会を閉会します。

午前10時32分 閉 会

.....

本会議録は、その正確なるを証明するため署名する。

平成 年 月 日

一般会計予算特別委員会  
委員長

午前10時44分 再 開

●議長（菊地衛君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、議案第82号平成29年度にかほ市一般会計補正予算（第4号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第7号）及び日程第2、議案第83号平成29年度にかほ市一般会計補正予算（第5号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第8号）、日程第3、議案第87号にかほ市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について、日程第4、議案第92号使用料等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例制定について及び日程第5、議案第93号にかほ市運動広場条例の一部を改正する条例制定について、日程第6、議案第100号平成29年度にかほ市一般会計補正予算（第7号）についてから日程第9、議案第103号平成29年度にかほ市ガス事業会計補正予算（第3号）についてまでの議案9件、日程第10、陳情第8号消費税を10%に増税することを中止することを国に求める意見書採択に関する陳情から日程第15、陳情第13号種子法廃止に伴う万全の対策を求める陳情までの陳情6件、計15件を一括議題といたします。

これから各常任委員長及び一般会計予算特別委員長の審査の報告を求めます。

初めに、総務常任委員長の報告を求めます。13番伊東温子総務常任委員長。

【総務常任委員長（13番伊東温子君）登壇】

●総務常任委員長（伊東温子君） 総務常任委員会に付託されました件について、御報告申し上げます。

平成29年12月20日付託の下記事件につき、審査を終えましたので報告いたします。

議案第87号にかほ市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について、この87号については、全員の賛成で可決と決しています。

議案第92号使用料等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例制定について、この議案に対しても全員の賛成で可決と決しています。

陳情第8号消費税を10%に増税することを中止することを国に求める意見書採択に関する陳情、これは賛成少数により不採択と決しています。

陳情第9号核兵器禁止条約に署名・批准を求める意見書採択についての陳情については、賛成多数で採択となっております。

審査内容を若干報告いたします。

議案第87号につきまして、対象となる職員は几人か。また、職場の仕事への影響はあるかという質問がありました。

現在6名の職員が育児休業を取得している。取得期間は最短で11ヵ月、最長で1年と6ヵ月となっております。取得による仕事への影響については、現在配置されている職員で対応可能であればそのまま、どうしても人手が足りない場合は、その期間、臨時職員を補充し対応しているとの説明でした。

次の議案第92号についてです。

見直しを見送った農村公園薫風苑についての住民検討会での議論はどういう内容か。その理由はということでした。

薫風苑はグランドゴルフ場としてではなく、条例でも公園として設置されているため、料金を徴収するには適さない。現在管理人が1人で、建物の清掃、公園の管理等行っているわけですが、周りが区切られていないため、今の勤務体制の中で使用料を厳密に徴収することは難しいとのことでした。その課題を解消するためには、人件費のかかり増しや柵の設置等の費用対効果を考えると、非常に難しいという結論になったということです。

農業法人や営農組合等の農業団体の会議等は減免の対象になるのかという質問に対しては、今後、新料金と合わせて減免の登録団体の申請等の周知を行い、申請時に会則等を確認し、対象となるかどうかの審査を行い、可否の判断としたいという説明がありました。

金浦体育館が今まで無料だったのが500円と有料になったことで、スポーツ人口が減った場合は、また改正するののかとの質問です。

答え。検討委員会でもスポーツ人口の減少につながることは望ましくないという意見が出た。料金を設定することになっても、現在の利用団体は概ね減免対象に該当するため、負担が増える団体はごくわずかで、市内の利用者の減少にはつながらないと考えているとの答弁でした。

以上の説明をもちまして、全員の賛成で可決と決しております。

陳情の審査内容ですけれども、どのような意見が出されたかということです。報告します。

陳情第8号についてです。

国の方でも延び延びとはなっているものの、それをあてにしているいろいろな政策を考えているわけですから、これを、消費税を上げるのは仕方がないのではないかという意見と、それから、商売をやっている方たちにとっては、やっぱり2%といえども経営を苦しくするものであるという意見も出されました。

陳情第9号についての意見です。

日本はアメリカの核の傘下のもとに安全を守られている。日本が核禁止条約に参加するということは、核兵器保有国に対して対立をおおることになるのではないかという意見と、唯一の戦争被爆国として、核兵器保有国と非核兵器保有国の橋渡し役になるべき日本が対立を生む行動を取るべきではないという反対の意見と、それから、にかほ市は非核宣言都市であり、唯一の被爆国であるということで条約に賛成すべきであるという意見が出ました。

結果として、こういう報告しましたとおりになっております。

●議長（菊地衛君） これから総務常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 質疑なしと認めます。これで総務常任委員長の報告に対する質疑を終わります。

次に、教育民生常任委員長の報告を求めます。6番伊藤知教育民生常任委員長。

【教育民生常任委員長（6番伊藤知君）登壇】

●教育民生常任委員長（伊藤知君） 平成29年12月20日に当委員会に付託になりました議案に関して審査が終わりましたので、報告いたします。

議案第93号にかほ市運動広場条例の一部を改正する条例制定については、全員の賛成により可決と決しております。

陳情第10号国民健康保険都道府県単位化に係る秋田県への意見書提出の陳情書に関しては、全員の賛成で採択と決しております。

陳情第11号「介護保険制度の改善、介護報酬の引き上げ、介護従事者の処遇改善と確保を国に求める」意見書提出の陳情書に関しては、賛成多数により採択と決しております。

議案第93号に関しての審査の内容を報告いたします。

質問です。減免する対象が15くらいありますが、例えば市内の65歳以上の団体が本来の活動と認められれば減免するとあり、減免の額が出てきていないが、どこで減免が違ってくるのですか。

答弁です。今までは市長が特に必要があると認めたときは使用料を減免または免除するとしていますが、今回の条例改定で全て統一し、市長は別に定める基準により使用料を減額または免除することになります。最終的には議会にかからない規則という形で設ける予定であるという報告を受けております。

陳情第10号に関しては、願意妥当ということで採択しております。

陳情第11号に関しては、平成27年の12月定例会及び平成28年の12月定例会に同様の陳情を採択していることから、採択と決しております。

以上、報告を終わります。

●議長（菊地衛君） これから教育民生常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 質疑なしと認めます。これで教育民生常任委員長の報告に対する質疑を終わります。

次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。16番宮崎信一産業建設常任委員長。

【産業建設常任委員長（16番宮崎信一君）登壇】

●産業建設常任委員長（宮崎信一君） 当委員会に付託になりました議案について審査が終了しておりますので、御報告申し上げます。

議案第101号平成29年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について、全員の賛成により可決と決しております。

議案第102号平成29年度にかほ市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について、全員の賛成により可決と決しております。

議案第103号平成29年度にかほ市ガス事業会計補正予算（第3号）について、全員の賛成により可決と決しております。

陳情第12号米の生産費を償う価格下支え制度を求める陳情及び陳情第13号種子法廃止に伴う万全の対策を求める陳情につきましては、全員の賛成により採択と決しております。

若干の御報告を申し上げます。

議案第101号について、管渠管理費と笹森クリーンセンター費ともに光熱水費の増額補正となっておりますが、内容について伺うという質問でございました。

前年度実績を参考に予算計上していますが、電気料金に含まれる燃料調整費の増加が主な要因であるということです。燃料調整費は、発電するための原油やLNGの価格の影響により毎月変動しております。前年度は例年に比べて燃料調整費が安かったということでした。

次に、議案第103号ガス事業会計補正予算についてでございます。

原油の今後の見通しについてはどうとらえているのかという質問でございました。

今後の原油の見通しについてであります。原油の購入先である石油資源開発の方に確認したところ、今後も若干の変動はあるものの大幅な値上がりはないのではないかという話でございましたということです。ただ、昨年と比較して原料費等が値上がりしている状況を踏まえ、年度末までの見込みを推計し増額補正をしたものでございます。

陳情につきましては、両陳情とも願意妥当ということでございまして、全員の賛成で意見書提出をしております。以上です。

●議長（菊地衛君） これから産業建設常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 質疑なしと認めます。これで産業建設常任委員長の報告に対する質疑を終わります。

次に、一般会計予算特別委員長の報告を求めます。15番佐々木正明一般会計予算特別委員長。

【一般会計予算特別委員長（15番佐々木正明君）登壇】

●一般会計予算特別委員長（佐々木正明君） 一般会計予算特別委員会に平成29年12月20日に付託になりました、議案第82号平成29年度にかほ市一般会計補正予算（第4号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第7号）、議案第83号平成29年度にかほ市一般会計補正予算（第5号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第8号）及び議案第100号平成29年度にかほ市一般会計補正予算（第7号）についての審査が終わりましたので、報告いたします。

議案第82号は、全員の賛成により可決と決しております。

議案第83号は、全員の賛成により可決と決しております。

議案第100号は、賛成多数により可決と決しております。以上です。

●議長（菊地衛君） これから一般会計予算特別委員長に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 質疑なしと認めます。これで一般会計予算特別委員長の報告に対する質疑を終わります。

以上で各常任委員長及び一般会計予算特別委員長の報告及び質疑を終わります。

これから討論・採決を行います。



初めに、議案第82号平成29年度にかほ市一般会計補正予算（第4号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第7号）の討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで議案第82号の討論を終わります。  
これから議案第82号を採決します。本案に対する委員長の報告は承認です。  
お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、議案第82号は、委員長の報告のとおり承認されました。

次に、議案第83号平成29年度にかほ市一般会計補正予算（第5号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第8号）の討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで議案第83号の討論を終わります。  
これから議案第83号を採決します。本案に対する委員長の報告は承認です。  
お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、議案第83号は、委員長の報告のとおり承認されました。

次に、議案第87号にかほ市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで議案第87号の討論を終わります。  
これから議案第87号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。  
お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、議案第87号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第92号使用料等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例制定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで議案第92号の討論を終わります。  
これから議案第92号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。  
お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、議案第92号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第93号にかほ市運動広場条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで議案第93号の討論を終わります。

これから議案第93号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、議案第93号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第100号平成29年度にかほ市一般会計補正予算（第7号）についての討論を行います。

初めに、原案に反対者の発言を許します。4番佐々木春男議員。

【4番（佐々木春男君）登壇】

●4番（佐々木春男君） 議案第100号平成29年度にかほ市一般会計補正予算（第7号）に反対の立場から発言いたします。

この補正予算の歳入歳出にマイナンバーに関連しての項目があります。このマイナンバーに関連しては、これまで何度か個人情報の漏えいなどにより住民の負担が増えることを指摘してきました。国会でも、特別徴収税額決定通知書へのマイナンバー記載は、事業者にとっては漏えい防止の責任を負わせられるだけで、業務上の必要性は皆無であること。自治体にとっては、セキュリティ対策で負担も増えることなど指摘されてきました。にもかかわらず、総務省による通知書へのマイナンバー記載の指導の結果、多くの自治体で個人情報が漏えいする事態となり、このたび総務省は、特別徴収税額通知書について、当面、マイナンバーを記載しないという方針を示したようです。マイナンバー制度は、このように事業者や自治体の負担は増え、その最大の被害者は市民になります。国の制度上のこととはいえ、最大の被害者が市民になるものに賛成できるものではありません。ここに反対の意を表明し討論といたします。

●議長（菊地衛君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） ほかに討論はありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 討論なしと認めます。これで議案第100号の討論を終わります。

これから議案第100号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（菊地衛君） 起立多数です。したがって、議案第100号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第101号平成29年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで議案第101号の討論を終わります。  
これから議案第101号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。  
お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、議案第101号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第102号平成29年度にかほ市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで議案第102号の討論を終わります。  
これから議案第102号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。  
お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、議案第102号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第103号平成29年度にかほ市ガス事業会計補正予算（第3号）についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで議案第103号の討論を終わります。  
これから議案第103号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。  
お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、議案第103号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、陳情第8号消費税を10%に増税することを中止することを国に求める意見書採択に関する陳情の討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで陳情第8号の討論を終わります。

これから陳情第8号を採決します。この採決は起立によって行います。この陳情に対する委員長の報告は不採択です。したがって、本案は原案についてお諮りします。この陳情は、原案のとおり採択することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

- 議長（菊地衛君） 起立同数です。

暫時休憩します。

午前11時15分 休 憩

午前11時18分 再 開

●議長（菊地衛君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

これから陳情第8号を採決いたします。この採決は起立によって行います。この陳情に対する委員長の報告は、不採択です。したがって、本案は原案についてお諮りします。この陳情は、原案のとおり採択することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（菊地衛君） 可否同数であります。したがって、議長の採決を行います。この陳情に対する委員長の報告のとおり、陳情第8号は不採択といたします。

次に、陳情第9号核兵器禁止条約に署名・批准を求める意見書採択についての陳情の討論を行います。

初めに、原案に反対者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。4番佐々木春男議員。

【4番（佐々木春男君）登壇】

●4番（佐々木春男君） 核兵器禁止条約に署名・批准を求める意見書採択についての陳情に賛成の立場から発言いたします。

この条約は、核兵器の開発、実験、生産、製造、取得、保有、使用、使用の威嚇を禁止するもので、2017年7月に122カ国の賛成で採択され、既に署名・批准が始まっています。しかし、日本政府は、この会議にすら出席しておりません。また、この条約採択への貢献が評価され、核兵器廃絶国際キャンペーン、ICANがノーベル平和賞を受賞しました。被爆者の声と運動が世界を動かしたと言えるものであります。北朝鮮の核開発を放棄させる上でも、条約の実現が大きな力を発揮するよう、唯一戦争被爆国の日本は被爆者の声に耳を傾け、核兵器廃絶に向けて世界をリードする立場に立つべきだと思います。よって、この陳情に賛成の立場を表明し討論といたします。

●議長（菊地衛君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） ほかに討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 討論なしと認めます。これで陳情第9号の討論を終わります。

これから陳情第9号を採決します。この採決は起立によって行います。この陳情に対する委員長の

報告は採択です。陳情第9号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

**【賛成者起立】**

●議長（菊地衛君） 起立多数です。したがって、陳情第9号は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

次に、陳情第10号国民健康保険都道府県単位化に係る秋田県への意見書提出の陳情書の討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

**【「異議なし」と呼ぶ者あり】**

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで陳情第10号の討論を終わります。

これから陳情第10号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は採択です。陳情第10号は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

**【「異議なし」と呼ぶ者あり】**

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第10号は、委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

次に、陳情第11号「介護保険制度の改善、介護報酬の引き上げ、介護従事者の処遇改善と確保を国に求める」意見書提出の陳情書の討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

**【「異議なし」と呼ぶ者あり】**

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで陳情第11号の討論を終わります。

これから陳情第11号を採決します。この採決は起立によって行います。この陳情に対する委員長の報告は採択です。陳情第11号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

**【賛成者起立】**

●議長（菊地衛君） 起立多数です。したがって、陳情第11号は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

次に、陳情第12号米の生産費を償う価格下支え制度を求める陳情の討論を行います。

初めに、原案に反対者の発言を許します。

**【「なし」と呼ぶ者あり】**

●議長（菊地衛君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。14番鈴木敏男議員。

**【14番（鈴木敏男君）登壇】**

●14番（鈴木敏男君） 陳情第12号米の生産費を償う価格下支え制度を求める陳情、この陳情については、その趣旨を理解し、賛成の上、意見書を提出すべきだというふうに考えます。

本地域の今年の米の作況では、県全体では当初、平年並み、こういうような発表がございました。ところが管内のJAの米の集荷状況などを見ますと、平年以下、やや不良ではないのかなというような感想を持っています。そしてまた、収量の減収と合わせて、等級の下落もあります。JAからの資料を拝見しますと、11月30日現在で全体の一等米比率が78.9%であります。特に象潟地区においては70.3%と、かつてないほどの一等米比率でございます。また、この21日には、東北農政局から市町村別による2017年産米の収穫量が発表されました。これによれば、本市にあっては10アール

当たりの収量が558キロであります。前年より22キロの減収、こういうことであります。秋田県の全市町村でもこういった傾向でありまして、全部の市町村で減収ということに報告をされています。したがって、稲作農家にあつては収入が大幅にダウンしたものと推定されます。加えて、来年度からは減反制度が廃止され、直接支払金もなくなります。こうしたことから、今後は離農者も加速して増えるとの懸念があります。また、農地の荒廃化が加速されるのではないかと、こういう心配もあります。そのことは農家だけの問題ではなく、地域にあつても元気が損なわれ、同時に本市の経済にも大きく影響することが考えられます。言うまでもなく、秋田県の農業は基幹産業の一つであります。これがさきの状況であると、こういうことを考えた場合、全県に及ぼすだろう影響は少なくないだろう、こういうふうに思います。よって、せめても生産費を賄える何らかの支援が必要だと、こういうふうに考えるわけでありまして。したがって、本陳情の趣旨に賛同するものであります。

●議長（菊地衛君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） ほかに討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 討論なしと認めます。これで陳情第12号の討論を終わります。

これから陳情第12号を採決します。この陳情に対する委員長報告は採択です。陳情第12号は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第12号は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

次に、陳情第13号種子法廃止に伴う万全の対策を求める陳情の討論を行います。

初めに、原案に反対者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。14番鈴木敏男議員。

【14番（鈴木敏男君）登壇】

●14番（鈴木敏男君） 陳情第13号種子法廃止に伴う万全の対策を求める陳情、この陳情にも私は賛成をしたいと思っております。

陳情の趣旨にもあるように、これまではいわゆる種子法によって米、麦、大豆の種子が安定供給されてきました。ところが来年の4月1日には、この法律が廃止されることになっています。同法はもともと優良な種子の安定的な生産と普及を国が果たすことを定めている法律であります。これが廃止されれば、種子の生産や普及にかかわる予算措置がされなくなる、こういうことが心配され、やがてはそのことで都道府県も種子事業から撤退し、民間企業の参入、そのことは外国企業の参入も予想されるわけでありまして。結果、農家は高い種子を買わねばならなくなったり、あるいは、どのような種子が来るのかわからなくなる、こういう不安も出てくるわけでありまして。このようにな

れば、とどのつまりは食料が外国企業に握られると、こういうことの恐れもあるわけであります。食料の安定生産、しかも安全・安心な食料の供給は、国の責務の一つでもあります。こうしたことを考えた場合、陳情事項はよく理解できます。よって、産業建設常任委員会でも賛成いたしましたけれども、本陳情の趣旨がよく理解できますし、採択するべきと考えるわけであります。

●議長（菊地衛君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。4番佐々木春男議員。

【4番（佐々木春男君）登壇】

●4番（佐々木春男君） 私は、この陳情に賛成の立場から発言いたします。

種苗は各地の自然条件に合わせたものを開発し、農家に安定的かつ安価に供給してきました。例えば、近年おいしい北海道の米が注目されておりますが、それは、かつては米の北限は青森で北海道ではつぐれないと言われたものを、北海道農業試験場などの技術指導や品種の改良・開発という長年の努力があつてのことです。県内でも、あきたこまちの出現や枝豆の品種改良等による収穫期間の長期化などもそのものであります。当市や隣の由利本荘にも採取圃場があり、厳格な審査のもと、種子を生産しておる現状であります。その生産農家からも不安の声が聞かれております。今回のこの種子法の廃止に伴い、独立行政法人の試験研究機関及び都道府県が有する種苗の生産に関する知見の民間業者への提供を促進することとしており、民間事業者とは国内の事業者に限らないとしておることから、企業が世界で一番動きやすい国にするための農業・農協解体の一連の動きであり、陳情の趣旨は十分に理解できるものであります。よって、陳情事項は願意妥当であり、採択に賛成の意を表明し討論といたします。

●議長（菊地衛君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） ほかに討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 討論なしと認めます。これで陳情第13号の討論を終わります。

これから陳情第13号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は採択です。陳情第13号は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第13号は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

日程第16、議提第7号核兵器禁止条約に署名・批准を求める意見書から日程第22、議提第13号建築基準法第12条に基づく定期報告制度が見直されたことに伴う調査・検査費用の補助制度創設を求める意見書まで7件を議題といたします。

初めに、議提第7号について、13番伊東温子議員の説明を求めます。

【13番（伊東温子君）登壇】

●13番（伊東温子君） 核兵器禁止条約に署名・批准を求める意見書。

2017年7月7日、国連は122カ国の賛成多数で核兵器禁止条約を……

- 議長（菊地衛君） 暫時休憩します。

午前11時37分 休 憩

---

午前11時38分 再 開

- 議長（菊地衛君） 再開をいたします。

- 13番（伊東温子君） 失礼しました。

議提第7号核兵器禁止条約に署名・批准を求める意見書。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

平成29年12月22日提出。

にかほ市議会議長様。

提出者、伊東温子。

賛成者、佐々木平嗣、佐藤元。

意見書につきましては、核兵器禁止条約に署名・批准を求めるという意見書であります。

以上、報告します。

- 議長（菊地衛君） これから議提第7号についての質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（菊地衛君） 質疑なしと認めます。これで議提第7号についての質疑を終わります。

次に、議提第7号の討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（菊地衛君） 討論なしと認めます。これで議提第7号の討論を終わります。

次に、議提第7号核兵器禁止条約に署名・批准を求める意見書を採決します。この採決は起立によって行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

- 議長（菊地衛君） 起立多数です。したがって、議提第7号核兵器禁止条約に署名・批准を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

次に、議提第8号及び議提第9号について、6番伊藤知議員の説明を求めます。

【6番（伊藤知君）登壇】

- 6番（伊藤知君） 議提第8号国民健康保険都道府県単位化に係る意見書。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出いたします。

提出者、にかほ市議会議員伊藤知。

賛成者、にかほ市議会議員奥山収三、同じく飯尾明芳、同じく佐藤文昭、同じく小川正文でございます。

意見書に関しては次のページをご覧ください。



5項目に関して提出したいと思います。

提出先は、秋田県知事の佐竹敬久様でございます。

次に、議提第9号「介護保険制度の改善、介護報酬の引き上げ、介護従事者の処遇改善を求める」意見書。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出いたします。

提出者、にかほ市議会議員伊藤知。

賛成者、にかほ市議会議員奥山収三、同じく飯尾明芳、同じく佐藤文昭でございます。

提案理由は次のページをご覧ください。

5項目に関して提出を行います。

提出者は、内閣総理大臣及び厚生労働大臣でございます。

●議長（菊地衛君） これから議提第8号の質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 質疑なしと認めます。これで議提第8号の質疑を終わります。

次に、議提第9号の質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 質疑なしと認めます。これで議提第9号の質疑を終わります。

これから議提第8号及び議提第9号の討論・採決を行います。

初めに、議提第8号の討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 討論なしと認めます。議提第8号の討論を終わります。

これから議提第8号国民健康保険都道府県単位化に係る意見書を採決します。この採決は起立によって行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（菊地衛君） 起立全員です。したがって、議提第8号国民健康保険都道府県単位化に係る意見書は、原案のとおり可決されました。

次に、議提第9号の討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 討論なしと認めます。これで議提第9号の討論を終わります。

これから議提第9号「介護保険制度の改善、介護報酬の引き上げ、介護従事者の処遇改善を求める」意見書を採決します。この採決は起立によって行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（菊地衛君） 起立多数です。したがって、議提第9号「介護保険制度の改善、介護報酬の引き上げ、介護従事者の処遇改善を求める」意見書は、原案のとおり可決されました。

次に、議提第10号及び議提第11号について、16番宮崎信一議員の説明を求めます。

【16番（宮崎信一君）登壇】

●16番（宮崎信一君） 議提第10号米の生産費を償う価格下支え制度を求める意見書。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

平成29年12月21日提出。

にかほ市議会議長様。

提出者、にかほ市議会議員宮崎信一。

賛成者、にかほ市議会議員伊藤竹文、同じく鈴木敏男、同じく佐々木弘志、同じく渡部幸悦、同じく佐々木春男。

次のページに意見書案として載っております。皆様御一読なされたものと思います。

記の中で、米の不足払いなどで生産費を償う米価下支え制度を確立すること。

賛成討論でもありましたように意見書を提出したいと思います。

平成29年12月26日。

秋田県にかほ市議会議長 菊地衛。

意見書の提出先は、衆議院議長の大島様、参議院議長の伊達様となっております。

続きまして、議提第11号種子法廃止に伴う万全の対策を求める意見書。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出いたします。

平成29年12月21日提出。

にかほ市議会議長様。

提出者、にかほ市議会議員宮崎信一。

賛成者、にかほ市議会議員伊藤竹文、同じく鈴木敏男、同じく佐々木弘志、同じく渡部幸悦、同じく佐々木春男。

次のページに意見書が載っておりますので、御一読していただきたいと思います。

記の下に1と2がございますので、こちらも討論で十分説明なされたと思います。

平成29年12月26日。

秋田県にかほ市議会議長 菊地衛。

意見書提出先は、同じく衆議院議長の大島様、それから参議院議長の伊達様となっております。以上です。

●議長（菊地衛君） これから議提第10号の質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 質疑なしと認めます。これで議提第10号の質疑を終わります。

次に、議提第11号の質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 質疑なしと認めます。これで議提第11号の質疑を終わります。

これから議提第10号及び議提第11号の討論・採決を行います。

初めに、議提第10号の討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 討論なしと認めます。これで議提第10号の討論を終わります。

これから議提第10号米の生産費を償う価格下支え制度を求める意見書を採決します。この採決は起立によって行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（菊地衛君） 起立全員です。したがって、議提第10号米の生産費を償う価格下支え制度を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

次に、議提第11号の討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 討論なしと認めます。これで議提第11号の討論を終わります。

これから議提第11号種子法廃止に伴う万全の対策を求める意見書を採決します。この採決は起立によって行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（菊地衛君） 起立全員であります。したがって、議提第11号種子法廃止に伴う万全の対策を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

次に、議提第12号について、18番佐藤元議員の説明を求めます。

【18番（佐藤元君）登壇】

●18番（佐藤元君） 議提第12号道路整備事業に係る補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出いたします。

平成29年12月26日。

にかほ市議会議長様。

提出者、にかほ市議会議員佐藤元。

賛成者、にかほ市議会議員宮崎信一、同じく佐々木春男、同じく伊藤竹文、同じく佐々木平嗣、同じく伊東温子、同じく加藤照美です。

若干内容に触れます。

現在、道路事業においては、道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の規定により、地域の高規格道路や交付金事業の嵩上げ規定が平成29年度までの時限措置となっているところではありますが、このままでは平成30年度から嵩上げが低減されることになり、地方の負担が増加をし、自治体運営にも多大な影響を生じることとなります。本市においては、嵩上げ規定のある現在でも要望額に対する交付金額は5割に満たないところであり、そのため事業自体を見合わせている状況であり、今後嵩上げがなくなるようなことであれば、さらに補助率等の低減が懸念される場所でもあります。このことから、国においては安定的かつ十分な予算を確保するとともに、補助率等の嵩上げ措置において、平成30年度以降も継続されるよう求めるものであります。

提出先は、衆議院議長大島理森様、参議院議長伊達忠一様、内閣総理大臣安倍晋三様、財務大臣麻生太郎様、国土交通大臣石井啓一様。以上であります。

この件につきましては、地方を守る会という、いわゆる日本国内の500以上の自治体で結成されている会のような会でもありますけれども、こちらから、当然にかほ市もその一員となっているわけですが、その中において、市川市長が就任された後、国道河川事務所長が来庁されて市長と面談の中

で、いろいろな国の予算や日沿道の話をする中でこういう話があり、国に意見書を出すべきでないかと。市川市長は今まで議員であったということもあり、議会からも出していただいた方がいいのではないかという話になったようでありますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。以上です。

●議長（菊地衛君） これから議提第12号の質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 質疑なしと認めます。これで議提第12号についての質疑を終わります。

次に、議提第12号の討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 討論なしと認めます。これで議提第12号の討論を終わります。

これから議提第12号道路整備事業に係る補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書を採決します。この採決は起立によって行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（菊地衛君） 起立全員です。したがって、議提第12号道路整備事業に係る補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

次に、議提第13号について、6番伊藤知議員の説明を求めます。

【6番（伊藤知君）登壇】

●6番（伊藤知君） 議提第13号建築基準法第12条に基づく定期報告制度が見直されたことに伴う調査・検査費用の補助制度創設を求める意見書。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出いたします。

提出者、にかほ市議会議員伊藤知。

賛成者、にかほ市議会議員奥山収三、同じく飯尾明芳、同じく小川正文、同じく佐藤文昭でございます。

提案理由を若干述べたいと思います。

建築基準法第12条に基づく防火設備点検報告に関して、基準法が平成28年6月に改定され、実施までに3年間の猶予期間が与えられました。しかし、秋田県では、平成29年度より報告するよう定められたところでございます。当初予算に盛り込むことができず、今定例会には補正予算が計上されたところでございます。今後、年1回の報告が義務づけられることとなります。人口減少と予算規模の縮小を勘案すると、今後の予算に重い負担となり得るものと考えます。建築基準法第12条に基づく定期報告制度に対する費用補助制度の創設を希望するものであります。

提出先は、内閣総理大臣、財務大臣、国土交通大臣、秋田県知事の4名であります。以上です。

●議長（菊地衛君） これから議提第13号の質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 質疑なしと認めます。これで議提第13号についての質疑を終わります。

次に、議提第13号の討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 討論なしと認めます。これで議提第13号の討論を終わります。

これから議提第13号建築基準法第12条に基づく定期報告制度が見直されたことに伴う調査・検査費用の補助制度創設を求める意見書を採決します。この採決は起立によって行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（菊地衛君） 起立全員です。したがって、議提第13号建築基準法第12条に基づく定期報告制度が見直されたことに伴う調査・検査費用の補助制度創設を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

午前11時56分 休 憩

---

午前11時58分 再 開

●議長（菊地衛君） 休憩前に引き続き会議を再開をいたします。

日程第23、議提第14号にかほ市議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例制定について及び日程第24、議提第15号にかほ市議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例制定についての2件を一括議題とします。

なお、この2件は関連がありますので、両議案の提案説明及び質疑を行った後に討論・採決を行います。

初めに、議提第14号について、提出者の6番伊藤知議員の説明を求めます。6番伊藤知議員。

【6番（伊藤知君）登壇】

●6番（伊藤知君） 議提第14号にかほ市議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例制定について。

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第112条及びにかほ市議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

提出者、にかほ市議会議員伊藤知。

賛成者、にかほ市議会議員奥山収三、同じく渡部幸悦、同じく佐藤文昭でございます。

にかほ市議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例。

にかほ市議会の議員の定数を定める条例の一部を次のように改正する。

本則中「20人」を「16人」に改める。

附則として、この条例は、次の一般選挙から施行するということでございます。

提案理由を説明したいと思います。

今回の議員定数の協議は、議会改革推進会議で提案されたことが始まりであります。この議会改革推進会議は各会派からの代表で構成されたもので、その協議・決定されたことに疑義を呈するこ

とは、議会運営上好ましくないことは十分承知しておりますが、以下により提出するものであります。

議会改革推進会議での議事録を拝見すると、県内各市の人口、面積、財政規模や議会の委員会構成など様々なデータが提示されたものの、人口規模から見た議論が先行した面が否めません。議会改革推進会議の議論に先立ち議論された平成28年2月の議会運営委員会からの答申では、議会基本条例とともに議会改革、権能強化の検証が最優先事項として盛り込まれていますが、今回の議員定数に関する一連の議論では、こういった委員会構成を含めた議会のあり方について深く議論がなされていなかったことは、非常に残念なことであります。このような中で、私を含めた一部の議員は再三にわたり、人口規模だけではなくて、委員会構成を含めたこれからのにかほ市議会の運営のあり方の面からも、もっともっと議論すべきではないかと意見を述べてまいりましたが、一言で言うと、議論するには時間がないというものでございました。しかし、今回の議員定数に関しては、議会改革推進会議に提案された時期は6月です。その次に議論されたのが3ヵ月後の9月になってからです。今さらながら会議の進め方を批判するわけではありませんが、会議に提案されてから3ヵ月間何も議論されておりません。そして結果的に、この時期になって現在の3常任委員会を維持するかどうかについても、議論するには時間がないという発言もありました。だから3常任委員会を維持することを前提とした議論だけが先行してしまったのではないかと思います。今回議員の定数を18名とする議員提案も提出されており、その根拠は県内各市議会と比較した議員1人当たりの人口であります。議会改革推進会議では18名という結論を出した後に全員協議会を開催するなど、また、先ほど述べたように議会運営のあり方について議論を尽くしたとは言いがたい結論であります。次の議員の一般選挙まで、まだ4ヵ月あります。まだ十分議論する時間はあると思います。これまでの議論は秋田県内だけを比較していますが、全国的に見れば、私たちよりも少ない議員定数や委員会数で運営している議会もあります。ですから、にかほ市議会ではできないということはありません。さきの全員協議会において、ある議員から、平成30年度の選挙時の人口見込みを出してもらいたい等の意見がありながらも、その後の会議ではそのことすら協議されていません。そもそも議員1人当たりの人口規模で議論するならば、類似の議会と比較した場合、2名の減ではまだまだ定数は多いはずで、このことは、ここにおられる議員全ての皆さんが既に御承知のことだと思います。議論の根拠とした県内5市町村、男鹿市、鹿角市、潟上市、仙北市、北秋田市の議員1人当たりの人口規模の平均数は、1,620人です。加えて、次回の選挙で議員の定数を削減している議会もありますので、そうすると1,673人となります。さらに、にかほ市議会とはその差が開くこととなります。にかほ市の場合はどうかといいますと、議員定数18名とした場合でも1,404人で、この先も先ほどの県内5市議会よりも269人多い状態に置かれることとなります。これが議員定数16名では1,579人となり、これでも他市より約100人多いわけです。比較した県内各市と同じくするならば、16名が適正であるというのは理解していただけることだと思います。さらに、にかほ市は県内13市の中でも最も人口が少ない市です。加えて、昨年度の人口減少の実績を見ると、これから約4ヵ月後の議員選挙まで約250人の人口減少が見込まれます。これは、毎年3月、4月の進学・就職の時期には多く減少する傾向があるからです。すると、我々議員選挙のときには、にかほ市の人口は2万5,000人を切っていることにな

ります。4ヵ月後には現在の12月よりも、さらに議員1人当たりの人口が減ることになります。また、全国市議会議長会の調査によれば、一昨年の12月末で全国5万人未満の市議会議員の定数は17.9人——昨年の12月で17.7人と、これも減っている状況にあります。まして、17.7人でありながら人数を切り上げるということは、私には理解はできません。人口が減るのであれば、切り捨て、最低でも17人という数値になるのではないのでしょうか。このデータを見ても、現在でも18人より少ないとの実績が既に出ています。こうしたことが既に明らかになっているのであれば、やはり議員みずから先頭を切って改革していく姿勢が非常に大事なことだと思います。議員の定数を16名とし、その後、議員選挙までの間、委員会構成や議会運営のあり方を議論していくことは十分に可能と考えて、本議案を提案するものでございます。皆様の御賛同をよろしくお願い申し上げます。

●議長（菊地衛君） これから議提第14号の質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 質疑なしと認めます。これで議提第14号についての質疑を終わります。

次に、議提第15号について、提出者の15番佐々木正明議員の説明を求めます。

【15番（佐々木正明君）登壇】

●15番（佐々木正明君） 議提第15号にかほ市議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例制定について。

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第112条及びにかほ市議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成29年12月20日提出。

にかほ市議会議長様。

提出者、にかほ市議会議員佐々木正明。

賛成者、にかほ市議会議員佐藤元、同じく宮崎信一、同じく伊藤竹文、同じく加藤照美、同じく鈴木敏男、同じく伊東温子、同じく小川正文、同じく佐々木弘志、同じく飯尾明芳、同じく佐々木平嗣。

にかほ市議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例。

にかほ市議会の議員の定数を定める条例の一部を次のように改正する。

本則中「20人」を「18人」に改める。

附則、この条例は、次の一般選挙から施行する。

提案理由を説明させていただきます。

4月に開催された第1回目の議会改革推進会議において、この推進会議においては所管事項に議会改革の推進に関することが規則としてありますので、これを確認し、第2回目で委員会構成も含めて議員定数を協議するということも確認しております。第3回目で議論のためにはデータが必要であるとの意見が出され、データを求めております。第4回目で県内の市議会議員定数、人口等の資料を事務局より提出していただき、説明を受けました。それをもとに協議した結果、定数20人と定数16人との意見も出されましたが、議会改革推進会議では2名減の定数18人とし、委員会構成は現状のままとすることが妥当であると、統一見解として出されました。その根拠としては、人口規模に近い男

鹿市、鹿角市、潟上市、仙北市、北秋田市と、議員1人当たりの人口との比較、人口減少が進む社会情勢、これが挙げられます。統一見解が出たので、今定例会に提案できるように議会運営委員会、会派代表者会議、全員協議会に諮っていただくよう、口頭で議長に答申しております。その後、議会運営委員会を2回、会派代表者会議を1回、全員協議会を3回開催して全議員に説明しております。11月29日の全員協議会では、議論が尽くされた後、提案者を議会運営委員会に一任することを確認し、議会運営委員会では、適正な議員定数について、これまで協議してきた議会改革推進会議の委員長である私が提案者になるべきだとのことでした。これらのことから議員定数は2名減の18人とする、このことを提案して提案理由とさせていただきます。

●議長（菊地衛君） これから議提第15号の質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 質疑なしと認めます。これで議提第15号についての質疑を終わります。

これから議提第14号及び議提第15号の討論を行います。

初めに、議提第14号について討論を行います。

初めに、原案に反対者の発言を許します。4番佐々木春男議員。

【4番（佐々木春男君）登壇】

●4番（佐々木春男君） 議員提案第14号に反対の立場から発言いたします。

まず、議員の仕事、議会の仕事は、多くの市民の声を聴いて、それを市政に反映させることだと思います。例えば議案審議においても、議員が多ければ多くの観点から十分に審議できるメリットもあると思います。議員報酬など議会による市の財政負担は、今のところ大きいものではないというふうには見ております。そしてまた、類似団体と比較しての削減となりますと、限りなく削減の方向に進むこととなりますし、突出しているのであるならば一考の余地はあるとも思いますが、現状はそれほどでもないと思います。また、定数の削減にあたっては、地域性も考慮に入れる必要もあると思います。何よりも少数意見を大事にするというのが民主主義であり、現状での削減は賛成できかねます。

なお、議提第15号についても同じ内容で反対することを申し上げて討論といたします。

●議長（菊地衛君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） ほかに討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 討論なしと認めます。これで議提第14号の討論を終わります。

次に、議提第15号についての討論を行います。

初めに、原案に反対者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。



【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） ほかに討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 討論なしと認めます。これで議提第15号の討論を終わります。

これから議提第14号にかほ市議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例制定について採決します。この採決は起立によって行います。本案は、4名減じる16人となっております。原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（菊地衛君） 起立少数です。したがって、議提第14号は、否決されました。

次に、議提第15号にかほ市議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（菊地衛君） 起立多数です。したがって、議提第15号にかほ市議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

日程第25、議決事件の字句、数字等の整理の件を議題とします。

にかほ市議会会議規則第43条により、議会で議決されました議案において、その条項、字句、数字その他整理を要するものにつきましては、その整理を議長に一任されたいと思います。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成29年第6回にかほ市議会定例会を閉会いたします。

午後0時16分 閉 会